

福井県立病院陽子線がん治療センター陽子線治療研究所
研究費の不正防止計画

令和5年4月1日 策定

「福井県立病院陽子線がん治療センター陽子線治療研究所研究費の取扱いに関する規程」第12条に基づき、福井県立病院陽子線がん治療センター陽子線治療研究所（以下「研究所」という。）における不正防止計画を下記のとおり定める。

なお、この防止計画は必要に応じて定期的に見直しを行い、計画の進捗状況についても定期的に確認を行うものとする。

1. 責任体系の明確化

不正発生の要因	不正防止計画	担当部署
・責任体系が曖昧で、組織としてのガバナンスが機能しない。	・「最高管理責任者」「統括管理責任者」「コンプライアンス推進責任者」を定め、役割を明確化するとともに、職名を公表する。 ・最高管理責任者は、各責任者が責任をもって研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。	
・時間の経過に伴い、責任意識が希薄になる。	・各責任者は、異動にあたり引継ぎを明確に行い、責任意識の維持・向上に努める。	
・内部牽制が十分に発揮されない。	・監事に求められる役割が十分に果たせるように、不正防止計画関係部署は監事と連携し適切な情報提供等を行う。	

2. 関係者の意識向上

不正発生の要因	不正防止計画	担当部署
・コンプライアンスに関する構成員の意識が希薄である。	・研究費の運営・管理に関わる構成員に対する行動規範を策定する。 ・研究費の運営・管理に関わる構成員に対し、コンプライアンス教育等を定期的実施し、対象者の受講状況および理解度について把握する。 ・コンプライアンス教育の内容について定期的に見直しを行う。	コンプライアンス推進責任者
・研究費が公的資金であるという意識が希薄である。	・研究費の運営・管理に関わる構成員に対し、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を行う。 ・研究費の運営・管理に関わる構成員に対し、研究費の不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。	コンプライアンス推進責任者

3. 不正使用に関する告発、調査等

不正発生の要因	不正防止計画	担当部署
・告発、調査等に関する取扱いが明確でないため、抑止効果が希薄になり、不正の発生につながる。	・研究所内外からの告発等を受け付ける窓口を設置する。 ・研究費の不正使用防止に係る調査体制・手続等に関する取扱規程を整備する。 ・調査の結果、不正を認定した場合はすみやかに調査結果を公表し、構成員に対しては、再発防止の観点から、処分も含めて周知する。	経営管理課

4. 研究費の適正な運営および管理

不正発生の要因	不正防止計画	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な予算執行ができず、年度末に予算執行が集中する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算執行状況をシステム上で定期的に確認するとともに、必要に応じて改善を求める。 	研究所事務部門 経営管理課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究費の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究費の執行については、福井県病院事業財務規則その他関係諸規程に従うこととし、構成員に周知する。 	研究所事務部門 経営管理課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究者が研究費の執行に関与することで、不正使用につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注業務は、研究者の依頼に基づき、研究所事務部門が実施する。 ・ 検収業務は、経営管理課が実施する。 	研究所事務部門 経営管理課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を結ぶことで癒着が生じ、不正な取引に発展する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営管理課は、取引先や取引の頻度など個々の調達状況について、特定の業者に偏るなどの異常な取引がないか把握に努める。 ・ 取引業者に対し、不正経理に協力しない旨の誓約書を提出させるとともに、研究所の不正対策に関する方針およびルール等を周知する。 ・ 不正な取引を行った業者については、「物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づき措置を講ずる。 	研究所事務部門 経営管理課

5. 情報発信の推進

不正発生の要因	不正防止計画	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究費使用ルール等の認知不足により、不正の発生につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究費にかかる事務処理手続および使用ルール等に関する相談窓口を設置し、公表する。 	経営管理課

6. モニタリング

不正発生の要因	不正防止計画	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部監査が形骸化することにより、不正の発生・発見の遅れにつながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部監査班は、研究費を執行するすべての案件について、発注および支払の各段階において執行関係書類を審査する。 ・ 内部監査結果をコンプライアンス教育や啓発活動に活用し、不正発生リスクの除去・低減を図る。 	内部監査班